

至誠館大学授業料等免除規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第44条第2項の規定に基づき「学業成績等優秀な者等」(指定強化クラブ活動実績を含む。以下「特別奨学生」という。)の同条第1項別表2に定める入学検定料、入学金、授業料、(以下「授業料等」という。)の免除に関し必要な事項を定める。

(免除する授業料等)

第2条 免除する授業料等については理事長が免除の項目及び金額を決定する。

(免除対象者)

第3条 特別奨学生については、学生委員会の審議を経て、理事長がこれを決定する。

2 前項の特別奨学生の候補者は次のとおりとする。

- (1) 新入学生で、入学選抜試験の結果、人物及び成績等(指定強化クラブ活動実績を含む。)において、優秀であると認定した者
- (2) 前号に準ずる者で、経済的理由により学業を継続することが困難であると認められた者
- (3) 本学在学学生で、前年度の学業成績等(指定強化クラブ活動実績を含む。)が優秀であると認定された者
- (4) 前各号にかかわらず、理事長が必要と認めた場合は、別に定めるところにより免除する。

3 指定強化クラブに関し必要な事項は、別に定める。

(免除期間)

第4条 授業料の免除期間は、原則として1年とする。ただし審査を経て更新することができる。

(更新審査)

第5条 前条の免除期間の更新を希望する者は、必要書類を提出し審査を受けなければならない。

2 更新審査に当たっては、次の各号に定める項目に基づき、査定を行う。

なお、査定に係る事務手続については、別に定める。

- (1) 学業成績等
- (2) 指定強化クラブの実績

3 前条の更新審査により免除額の査定を行う。

(出願書類)

第6条 特別奨学生の候補者は、授業料免除申請に関する所定の書類を提出する。

(免除告知)

第7条 免除額決定後、速やかに免除対象者に書面をもって告知しなければならない。

2 告知内容は減免額、納入しなければならない額、更新審査の実施とする。

(失格)

第8条 教授会が次の理由により処分を決定した場合は、特別奨学生の資格を失うものとする。

- (1) 学則による懲戒処分(訓告を除く。)を受けた場合
- (2) 学生として素行好ましくないと認められた場合
- (3) 申請書及び提出書類に虚偽の記載を行った場合

(返還)

第9条 特別奨学生がその年度の中途において、前条の理由により特別奨学生としての資格を失った場合は、既に免除された授業料の一部または全部を返還させることができる。

2 返還の方法は、理事長が審査のうえこれを定める。

(停止)

第10条 特別奨学生がその年度途中で休学または退学した場合は、第8条を適用する。

2 在学4年を超えた場合は、特別奨学生としての資格はないものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定	平成19年	4月	1日	(制定)
改正	平成20年	4月	1日	(第1回改正)
	平成21年	4月	1日	(第2回改正)
	平成25年	4月	1日	(第3回改正)
	平成25年	6月	1日	(第4回改正)
	平成26年	4月	1日	(第5回改正)
	平成27年	4月	1日	(第6回改正)
	平成27年	6月	1日	(第7回改正)
	平成28年	4月	1日	(第8回改正)
	平成28年	6月	1日	(第9回改正)
	平成31年	4月	1日	(第10回改正)